

## 第11期宇治市生涯学習審議会 委員名簿

(任期：令和5年6月1日～令和7年5月31日)

令和5年6月1日現在

氏名	職名等
内田 徹	宇治市少年補導委員会副会長
切明 友子	特定非営利活動法人 働きたいおんなたちのネットワーク理事長
桑原 千幸	京都文教短期大学准教授
小宮山 恭子	紫式部市民文化賞受賞者
佐藤 翔	同志社大学准教授
寫 繁行	宇治市青少年健全育成協議会会長
杉岡 秀紀	福知山公立大学准教授
長 積 仁	立命館大学教授
中本 裕也	元宇治市連合育友会会長
西山 正一	宇治市体育振興会連合会副会長
林 みその	まなびんぐ実行委員（前年度副会長）
堀井 聡	宇治市立西小倉小学校長
向山 ひろ子	元保護司
森川 知史	元京都文教短期大学教授

○宇治市生涯学習審議会条例

平成 15 年 7 月 4 日  
条例第 24 号

(目的及び設置)

第 1 条 市民の生涯学習の振興を図るため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、宇治市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の附属機関として、宇治市生涯学習審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、市民の生涯学習の振興に関する事項について調査審議し、教育委員会に答申する。

- 2 審議会は、前項に規定する事項に関し必要があると認める事項を教育委員会に建議することができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 18 人以内で組織する。

- 2 委員は、学校教育、社会教育及び生涯学習の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者その他教育委員会が適当と認める者の中から教育委員会が委嘱する。
- 3 前項の規定により委嘱された委員は、社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 15 条第 1 項の規定により置かれた社会教育委員とする。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第 5 条 審議会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 7 条 委員長は、審議会の会議において必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(分科会の設置)

第 8 条 審議会は、必要に応じて分科会を置くことができる。

(分科会の運営)

第 9 条 審議会は、分科会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

2 第 5 条から第 7 条までの規定は、分科会の運営について準用する。

(庶務)

第 10 条 審議会の庶務は、生涯学習担当課において処理する。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 8 月 1 日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日から平成 17 年 5 月 31 日までの間に委嘱される委員の任期に係る第 4 条第 1 項の規定の適用については、同項中「2 年」とあるのは、「平成 17 年 5 月 31 日まで」とする。

(会議の特例)

3 この条例の施行後最初の審議会の会議の招集は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、教育委員会が行う。

(宇治市公民館運営審議会条例及び宇治市社会教育委員の定数等に関する条例の廃止)

4 宇治市公民館運営審議会条例(昭和 27 年宇治市条例第 13 号)及び宇治市社会教育委員の定数等に関する条例(昭和 28 年宇治市条例第 14 号)は、廃止する。

附 則(平成 17 年条例第 13 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条の改正規定は公布の日から、次項の規定は平成 17 年 7 月 11 日から施行する。

(宇治市スポーツ振興審議会条例の廃止)

2 宇治市スポーツ振興審議会条例(昭和 56 年宇治市条例第 9 号)は、廃止する。

(宇治市図書館協議会設置条例の廃止)

3 宇治市図書館協議会設置条例(昭和 60 年宇治市条例第 12 号)は、廃止する。

附 則(平成 26 年条例第 15 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の宇治市生涯学習審議会条例第 3 条第 2 項の規定により宇治市生涯学習審議会(以下「審議会」という。)の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に改正後の宇治市生涯学習審議会条例第 3 条第 2 項の規定により審議会の委員に委嘱された者とみなす。この場合において、当該審議会の委員に委嘱された者とみなされる者の委員としての任期は、施行日における従前の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

## 宇治市生涯学習審議会の運営に関する内規

(趣旨)

第 1 条 この内規は、宇治市生涯学習審議会条例(平成 15 年宇治市条例第 24 号)(以下、「条例」という。)に基づき、宇治市生涯学習審議会(以下、「審議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 条例第 2 条(所掌事項)に関して、以下の事項を審議する。

- (1) 宇治市教育委員会が策定する計画に関する事項
- (2) 生涯学習関連事業評価に関する事項
- (3) 審議会が必要と認める事項
- (4) その他、生涯学習に関連して審議を依頼された事項

(社会教育委員としての活動)

第 3 条 条例第 3 条(組織)第 3 項に規定する社会教育委員としての活動に関して、以下の事項を担当する。

- (1) 社会教育に関する宇治市教育委員会への助言
- (2) 社会教育に関する各種大会等への出席
- (3) 宇治市の関連委員会等の委員の就任
- (4) その他、社会教育委員として必要な活動

(会議)

第 4 条 審議会の会議は、年間概ね 6 回程度開催する。

- 2 審議会の会議内容は、会議開催の概ね 1 週間前に委員に周知される。
- 3 審議会の会議は、対面会議とオンライン会議を適宜実施し、同等の扱いとする。
- 4 審議会の会議及び会議録は、「宇治市生涯学習審議会の会議の公開に関する要項」に基づき公開する。

(その他)

第 5 条 この内規は、必要に応じて適宜見直し改定する。

附 則

この内規は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

## 委員長選出、委員長職務代理指名及びその他の委員への就任について

- 委員長 ( )
- 委員長職務代理 ( )
  
- 宇治市ジュニア文化賞等選考委員会委員  
〔宇治市生涯学習審議会委員の代表〕(2名)  
  
( ) 委員長  
( ) 委員
  
- 第 17 期紫式部文学賞イベント実行委員会委員  
〔関係機関・団体等の役職員〕(1名)  
【任期】令和 5 年 8 月 1 日～令和 7 年 7 月 31 日  
  
( ) 委員
  
- 宇治市明るい選挙推進協議会委員  
【任期】令和 4 年 6 月 1 日～令和 6 年 5 月 31 日まで  
〔社会教育関係者〕(2名)  
  
( ) 委員  
( ) 委員
  
- 山城地方社会教育委員連絡協議会理事  
【任期】令和 7 年 6 月まで  
  
( ) 委員

## 山城地方社会教育委員連絡協議会規約

- 第 1 条 本会は山城地方社会教育委員連絡協議会と称する。
- 第 2 条 本会の事務局は京都府山城教育局内におく。
- 第 3 条 本会は山城地方の社会教育委員（以下「委員」という。）をもって構成する。
- 第 4 条 本会は、委員が相互に研修し、情報・意見の交換を行うことによって専門的知識の向上を図り、市町（広域連合）の社会教育推進に資することを目的とする。
- 第 5 条 本会に次の役員をおく。
- (イ) 会長 1 名                      (ロ) 副会長 3 名                      (ハ) 理事 若干名
  - (ニ) 監事 2 名                      (ホ) 事務局長 1 名
- 2 会長・副会長・監事は理事会にて選出し、総会において承認を得る。
  - 3 理事は、各市町（広域連合）の委員の中から選出する。  
事務局長は、会長が京都府山城教育局職員の中から、京都府山城教育局長の同意を得て委嘱する。
  - 4 会長は、本会を代表し、会務を総括する。  
副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代行する。  
理事は、各市町（広域連合）の委員を代表し、本会の運営について協議する。  
監事は、本会の事業ならびに会計を監査する。  
事務局長は、本会の庶務ならびに会計の事務を処理する。
  - 5 役員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第 6 条 本会は、顧問をおくことができる。顧問は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。
- 第 7 条 本会の会議は、次のとおりとする。
- (イ) 総会                      (ロ) 理事会                      (ハ) 役員会
- 2 総会は、会長が招集し、年 1 回以上開催する。  
総会は、予算・決算・事業計画等、その他、重要事項を審議する。
  - 3 理事会は、会長・副会長・理事をもって構成し、会長が招集して、会務を審議する。
  - 4 総会及び理事会は、構成員の過半数をもって成立し、議事は出席者の過半数で決する。

5 役員会は、会長・副会長をもって構成し、会長が招集して、会務を審議する。

第8条 本が行う会議及び事業等には、必要に応じて京都府山城教育局・山城地方市町（広域連合）教育委員会の職員が出席し、助言することができる。

第9条 本会の経費は、各市町（広域連合）の分担金・補助金・寄付金その他の収入をもってあてる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第10条 本会の会則の改廃は、総会において、出席者の3分の2以上の同意がなければならぬ。

2 この規約は、昭和56年6月18日から施行する。

3 この規約は、平成8年6月17日から施行する。

4 この規約は、平成21年6月26日から施行する。

山城地方社会教育委員連絡協議会（役員会における申し合わせ事項）

1 第5条の会長・副会長の選出については、

（宇治市）（城陽市・久御山町）（八幡市・京田辺市・綴喜郡）

（木津川市・相楽郡）の4地域より、候補者各1名ずつを選出し互選により会長、副会長の候補者を決定する。

2 第5条の理事は、各市町（広域連合）の中から、原則として1名とするが、事情のある場合は、この限りではない。

3 第5条の各役員について、任期中に退任の際は、その所属団体の機関または地域により後任者を選出する。

4 第7条の構成員は、該当年度の実人員をもってあてる。また、構成員の過半数は委任状による出席者を含むものとする。

5 会の予算・事業については、毎年度、役員会で第4条、第9条をふまえて作成し理事会において決定する。

## 宇治市審議会等の会議の公開に関する指針

### 第1 目 的

この指針は、審議会等の会議を公開することにより、本市の諸活動を市民に説明する本市の責務を果たすとともに、透明かつ公正な会議の運営を図り、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

### 第2 対象とする審議会等

この指針の対象とする審議会等は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく附属機関及び要綱等により設置された附属機関に準ずるもの(以下「審議会等」という。)とする。

### 第3 審議会等の公開基準

審議会等は法令、条例等の規定により会議が非公開とされている場合を除き、公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 宇治市情報公開条例(平成17年宇治市条例第4号)第6条各号の規定に該当する情報(以下「非公開情報」という。)に関し、審議等をする場合。
- (2) 会議を公開することにより、公正、円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合。

### 第4 公開又は非公開の決定

- (1) 会議の公開又は非公開は、第3の審議会等の公開基準に基づき当該審議会等が決定するものとする。
- (2) 審議会等が会議を非公開とした場合は、その理由を明らかにしなければならない。

### 第5 開催会議の事前公表

審議会等は、会議を開催するにあたり、当該会議の開催日の1週間前までに、会議の概要を記載した書面を行政資料コーナーに備え、一般の閲覧に供するとともに、宇治市ホームページへの掲載等により市民に周知するものとする。

ただし、緊急に会議を開催する必要があると認められる場合はこの限りではない。



## 第6 公開の方法

- (1) 会議の公開については、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- (2) 公開する会議においては、傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。
- (3) 審議会等は会議を公開するにあたっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、会議の傍聴に係る遵守事項等を定め、当該会議の会場の秩序維持に努めるものとする。

## 第7 会議資料の提供

審議会等は、会議資料（非公開情報が記録されている部分を除く）を会議の当日までに行政資料コーナーに備えるとともに、傍聴者に提供するものとする。

## 第8 会議録等の公開

- (1) 審議会等は、公開した会議の会議録を作成し、その写しを行政資料コーナーに備え、一般の閲覧に供するものとする。
- (2) 審議会等は、会議を非公開とした場合であっても、非公開情報が記録されている部分を除いた当該会議に係る会議録を行政資料コーナーに備え、一般の閲覧に供するよう努めるものとする。
- (3) (1)、(2)に定めるもののほか、審議会等は、その活動状況について、情報の提供に努めるものとする。

## 第9 運用状況の公表

市長は、毎年、審議会等の会議の公開に関する運用状況について取りまとめ、公表するものとする。

## 宇治市生涯学習審議会の会議の公開に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、宇治市生涯学習審議会（以下「審議会」という。）の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開催会議の事前公表)

第2条 審議会は会議を開催するにあたり、当該会議の開催日の1週間前までに、会議の概要を記載した書面を行政資料コーナーに備えるとともに市のホームページに掲載するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要があると認められる場合はこの限りではない。

(会議の公開)

第3条 会議の公開は傍聴を認めることにより行うものとする。

(傍聴席の区分)

第4条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の定員)

第5条 一般席の定員は、会場のスペースにより5名程度とし、先着順とする。

(傍聴の手続き)

第6条 会議を傍聴しようとする者は、会議開催予定時刻の10分前までに、会議場の傍聴人受付において、氏名を傍聴受付票に記入し、事務局の指示に従い入場しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他の危険なものを携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) 笛、ラッパ、太鼓、その他の楽器の類を携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイクの類を携帯している者
- (5) 酒気を帯びていると認められる者
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、または他人に迷惑をおよぼすと認められるものを携帯している者

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑または騒ぎ立てる等、会議を妨害しないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等、示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食または喫煙をしないこと。
- (5) 委員長の許可なく、会議場において撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。
- (6) 携帯電話等は電源を切るか、マナーモードに設定すること。
- (7) その他会議場の秩序を乱し、または会議の妨害となるような行為をしないこと。

(会長の指示)

第9条 傍聴人は、全て委員長の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人がこの要項に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(会議資料の提供)

第12条 審議会は、会議資料（宇治市情報公開条例（平成17年宇治市条例第4号）第6条各号の規定に該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている部分を除く）を会議の当日までに行政資料コーナーに備えるとともに、傍聴者に提供するものとする。

(会議の非公開)

第13条 審議会は、以下の各号に該当する場合は、非公開とする理由を明らかにしたうえで、委員の過半数の賛同を得て、非公開とすることができる。

- (1) 非公開情報に関し、審議等をする場合。
  - (2) 会議を公開することにより、公正、円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合。
- 2 会議の審議事項に公開する事項と非公開とする事項がある場合において、審議を分割して行うことができると認められるときは、非公開の事項に係る部分を除いて公開するものとする。

(会議録の公開)

第14条 審議会は、公開した会議の会議録を作成し、その写しを行政資料コーナーに備え、一般の閲覧に供するものとする。

(その他必要な事項)

第15条 この要項に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要項は、平成20年4月18日から施行する。

## 傍聴に係る注意事項

宇治市生涯学習審議会

### 1 会議場に入ることができない方

次の方は会議場に入ることができません。

- (1) 銃器その他の危険なものを携帯している方
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している方
- (3) 笛、ラッパ、太鼓、その他の楽器の類を携帯している方
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイクの類を携帯している方
- (5) 酒気を帯びていると認められる方
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、または他人に迷惑をおよぼすと認められるものを携帯している方

### 2 傍聴にあたっての遵守事項

傍聴にあたっては次のことを守ってください。

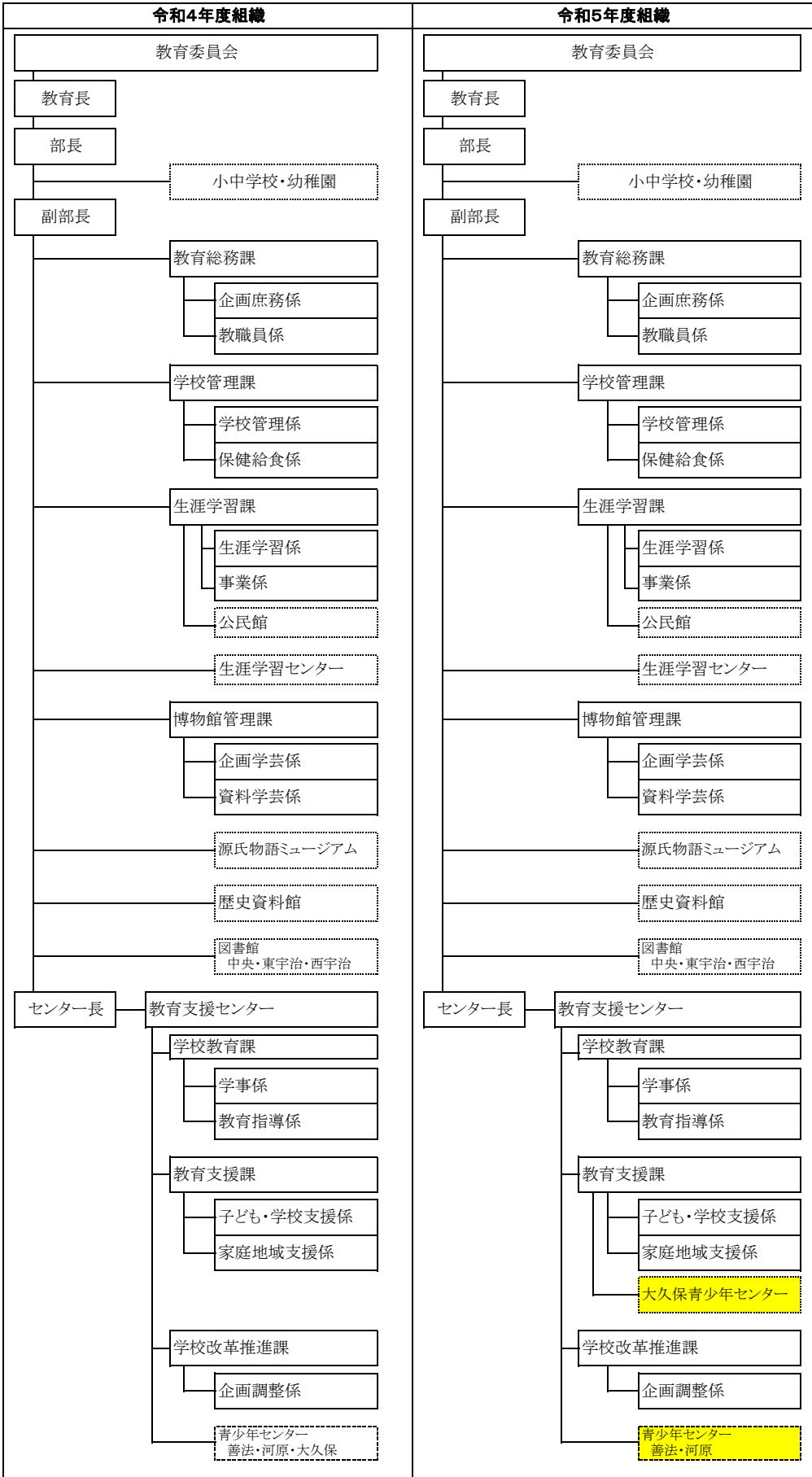
- (1) 会議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑または騒ぎ立てる等、会議を妨害しないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等、示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食または喫煙をしないこと。
- (5) 委員長の許可なく、会議場において撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。
- (6) 携帯電話等は電源を切るか、マナーモードに設定すること。
- (7) その他会議場の秩序を乱し、または会議の妨害となるような行為をしないこと。

### 3 会議の非公開

会議の審議事項に非公開とする事項がある場合においては、当該非公開とする事項の審議にかかる部分については、退場していただきます。

### 4 その他

- (1) 会議の傍聴については、委員長の指示に従ってください。
- (2) 傍聴にあたっての遵守事項に違反した場合には、退場していただきます。



## 宇治市教育委員会事務執行の評価に関する意見書

竺沙知章（京都教育大学大学院連合教職実践研究科教授）

## 1. はじめに

本意見書は、京都府宇治市教育委員会が令和3年度に実施した教育委員会活動及び事務事業について、教育委員会事務局担当者からの説明及びその作成による報告書（「教育委員会の活動状況」「教育委員会の所管する事務事業の管理・執行の状況」、以下、「報告書」と表記する。）と関連資料（「宇治市教育振興基本計画」など）に基づいて、教育委員会会議、小中一貫教育推進協議会の会議録なども参照しながら、その適切さを評価するものである。

本意見書は、教育委員会事務局による自己点検、評価の適切さを評価するものであることから、報告書の内容に即して、その妥当性を評価することとした。妥当性を評価するに当たっては、目標の適切さ、点検・評価の視点や方法の適切さ、目標の達成度に対する評価の適切さ、改善策や拡充策の適切さを検討した。検討に際しては、教育委員会事務局による点検・評価の根拠や考え方の妥当性を重視した。特に、平成26年3月に策定された「宇治市教育振興基本計画（以下、「基本計画」）」の最終年度であることを踏まえ、その達成状況とそれに対する評価について、検討を行った。また宇治市では小中一貫教育の推進に取り組んでおられることから、小中一貫教育を重視して評価を行うこととした。さらに、新型コロナウイルス感染症のまん延に対して、引き続き対応に追われた年であったことから、その影響についても検討の対象とした。

## 2. 「教育委員会の活動状況」に対する意見

教育委員会会議の開催は、月1回の定例会のほか、臨時会が3回開催されている。教育委員会会議とは別に、教育委員会協議会を年12回開催し、会議以外での協議を重ねており、活発に協議がなされている。点検評価の対象とされている主な施策について、事務局より報告、説明がなされ、重要な案件については、活発な協議がなされている。令和3年度は、第2次宇治市教育振興基本計画、宇治市子どもの読書活動推進計画（第三次推進計画）、第2次宇治市図書館事業計画、第2期宇治市スポーツ推進計画を策定する年度であり、宇治市の今後の教育について、中長期的に議論する重要な年度であったと言える。教育委員会会議においても、原案について丁寧に説明がなされ、活発な質疑がなされていた。その他、小中一貫教育、学校における新型コロナウイルス感染症の対応など、重要な課題について活発に議論がなされていたと思う。

学校訪問については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたものの、昨年度のように中止とはならず、数は少なかったものの、学校園を教育委員が訪問することができたことは、意味があったのではないかと思う。コロナ禍以前とはかなり学校園の様子、雰囲気異なっていたはずであり、教育委員には、それに触れた経験を今後に生かしていただきたい。コロナ禍に関わっては、教育委員会会議規則が改正され、オンラインでの会議出席、採決が可能となり、

実際に、臨時教育委員会会議では、一部の委員がオンラインでの出席がなされており、実施に移されていた。危機管理の点でも重要であり、機能不全に陥ることを避けられると思う。この点で、総合教育会議が開催できなかったことは残念であったと思う。やむを得ない事情があったと拝察するが、コロナ禍への対応が求められる状況においては、市全体で取り組んでいくことがいっそう重要であることを考えると、総合教育会議での協議は、コロナ禍前よりも重要性が高まっていると思う。厳しい状況であればあるほど、開催の必要性は高いように思う。令和4年度には、総合教育会議の開催の意義をあらためて確認したうえで、できれば複数回、開催され、重要な施策が実現されるように期待したい。

また各種行事等への出席、会議、研修会への参加についても、昨年と同様に、コロナ禍前と比較して、大幅に減少している。感染状況は、依然として厳しいものの、徐々に、規制が緩和されつつあることを考えると、各種行事等の開催と教育委員の出席のあり方を検討していく必要があると思う。コロナ禍前に完全に戻すことは、当面考えにくいことを考えると、行事の必要性、意義を見直しながら、その開催方法、関係者の出席のあり方を検討することが必要であると思う。研修会についても、市において企画し、場合によっては、学校の教職員とともに行うことが検討されてもよいと思う。

### 3. 「教育委員会の所管する事務事業の管理・執行の状況」の点検・評価に対する意見

#### (1) 学力向上をめざす教育の推進（基本計画 施策1）について

小中一貫教育について、全面実施10年目となり、コロナ禍においても、昨年に引き続き、各中学校ブロックで着実に教育を進めていると評価することができる。宇治市小中一貫教育推進協議会（以下、協議会）会議録を読むと、学校を視察した委員の感想では、各中学校ブロックの教員が、深い連携、協議をしている様子や、各教員が自分の校種・勤務校にとらわれずに、交流している様子が語られており、各中学校ブロックにおいて、小中一貫教育が深まってきていると評価できるように思う。協議会での資料等を見ると、ラーニングコーディネーターが重要な役割を果たしていることを読み取ることができる。小中一貫教育の推進体制が適切に整備されており、教育の充実が図られていると言える。「報告書」にも記されているように、「着実に小中一貫教育を進めることができた」（13頁）と評価することができる。「宇治学」推進事業、「総合的な学習の時間の推進」事業も、小中一貫教育として、7年間を見通したカリキュラム作りが進み、探究的な学習を進展させるものになっていると思われる。協議会では、次年度以降、学校運営協議会、地域学校協働本部を設置して、コミュニティ・スクールを推進していくことも話題になっている。今後、保護者や



地域住民の参画も得ながら、小中一貫教育の推進体制がいつそう整備されることが期待される。

基礎学力課題支援費による事業については、コロナ禍における学びの保障として、授業支援、補習授業、テスト前の学習相談会が実施されており、ていねいな指導が行われている。今後の課題として、関係機関と連携した家庭支援体制の強化が挙げられており（「報告書」27頁）、重要な施策だと思う。

小学校プログラミング教育推進費、小・中学校コンピューター教育支援事業費による取り組みは、昨年度に引き続き、国の GIGA スクール構想の推進策を受けて、ICT 機器の整備とともに、教育の充実に取り組まれたと言える。一人一台のタブレット端末が整備されたことにより、様々な新たな取り組みが進められた。特に小学校プログラミング教育の事業では、Pepper を活用した学習が展開されていたことが注目される。タブレット端末の整備により、各教室でのプログラミング学習が可能となり、それに応じた教材の研究がなされ、実践例の提示も行われるなど、プログラミング教育が進展したと言える。

以上の取り組みは、教育研究員事業の「情報教育研究部会」での一人一台タブレット端末の活用についての研究、「プログラミング教育研究部会」での学習指導要領に対応したプログラミング教育についての調査・研究により、いつそう進展することになると思われる。研究成果を今後に生かしていただきたい。タブレット端末を生かして「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善や、AI ドリルを活用した個別最適な学びを進めることができた」（「報告書」13頁）と評価することができると思う。

スクール・サイエンス・サポート事業は、宇治市の特色ある事業の一つであるものの、新型コロナウイルス感染症のため、昨年度はすべて中止となり、令和3年度でも1事業が中止になるなど、実施が困難な状況が続いている。京都大学宇治キャンパスと連携できることは、宇治市の強みであり、貴重な地域資源であることから、「報告書」でも記されているように（30頁）、新しい事業形態の模索をぜひ積極的に進めていただきたい。

目標値・指標値に関して、算数・数学が「好き」の割合を上昇させることを設定されていたが、計画策定前の状況からみると小学校6年生、中学校3年生とも上昇した実績となっている。しかし、小学校6年生から中学校3年生になると、その数値がかなり低下してしまうのはなぜなのか、その要因をじっくりと検討する必要があるのではないであろうか。常識的に考えれば、学習内容が難しくなるということが要因としてあると思われるが、学習内容が高度になるということは、知的関心・興味という点から言えば、それは高まるはずである。低下するということは、授業に課題はないのか、児童・生徒の知的関心・興味に働きかける授業ができていないのか、小学校、中学校の教員が協働して、小中一貫教育の課題として検討し、取り組むことが考えられるのではないか。「報

告書」では、授業力向上が課題として指摘されている（13 頁）が、以上のような問題意識で取り組むことが必要である。

### （2）豊かな心をはぐくむ教育の推進（基本計画 施策2）について

本施策は、今日の学校教育において、もっとも重要な課題であると言える。コロナ禍によりいっそう重要性は高まっている。それは、推進施策が最も多くなっている点に表れている。

推進施策は、人権教育や学校教育の諸課題に関する教職員研修の推進、「宇治学」「総合的な学習の時間」での取り組みや地域社会での仕事・文化の体験活動など様々な体験活動を充実させる事業の推進、「心と学びのパートナー」の配置や不登校児童生徒の支援の事業の推進などであり、個別の支援体制を整備しつつ、教職員の児童生徒理解や指導力を高め、キャリア教育などの体験活動を充実させることにより、豊かな心を育もうとする施策である。

各推進施策にかかる事業は、着実に実施され、目標値・指標値についても、規範意識の定着、人権意識の定着、認知されたいじめの年度内出現率、問題行動指導実人数の率が、目標を達成している。しかし、不登校児童生徒出現率は、目標を達成できなかった。不登校児童生徒の増加は全国的傾向であり、その対応は重要な課題と言える。不登校の児童生徒への支援を充実させることは不可欠であるが、それとともに、なぜ、不登校となってしまうのか、その要因をていねいに探っていくことが必要となるであろう。不登校そのものが問題というよりも、不登校の要因が問題であることから、不登校の問題という観点では括ることができない問題が学校や社会にあるのではないか、そのような視点で考えていくことも必要ではないであろうか。少なくとも、不登校の児童生徒にしっかりと向き合うことを通じて取り組むことが重要であろう。その意味で不登校児童生徒自立支援教室の取り組みは、児童生徒に向き合う事業として、引き続き推進していただきたい。

### （3）たくましく、健やかな身体をつくる教育の推進（基本計画 施策3）について

新型コロナウイルス感染症の影響があるようで、体力の低下や運動する意欲の減退が見られるようである。目標値・指標値と実績値を見ると、未実施の学校があるため、断定はできないが、体力合計点平均値が、計画策定前の現状値よりも低下している。男子の落ち込みが大きいように感じる。評価としては、「概ね計画どおり」とされているが、目標値との比較ではなく、平成 24 年度と比較してみるならば、明らかな低下であり、実際の児童・生徒の体力面、健康面の現状を観察し、対応策を考えていく必要があるのではないか。新型コロナウイルス感染症の影響が考えられることから、それへの対応策としても検討

する必要があると思う。今後検討されることと思うが、現在の主な取組の事業には、体力向上を対象としたものが見られないことから、体力向上に向けた取り組みを各学校や地域で進められるような事業が求められているのではないかと思う。

新型コロナウイルス感染症への対策は、児童生徒の健康を守るという重要なものであるが、その影響により、フッ化物洗口の実施率が低下したり、各種検診・検査の時期などの調整が必要となったり、通常通りの実施ができないのは極力避ける必要があると思う。感染対策を盛り込んだ実施計画を策定していくことが検討されるべきではないだろうか。

給食に関する事業では、今後の中学校給食の実施が気になる場所である。現在の昼食提供事業の利用が低調であるのは、十分に周知できていなかったり、予約のシステムのあり方に問題があったり、要因が考えられると思う。今後の課題として指摘されているが、システムのあり方について見直し、利用しやすい工夫をしていただきたい。保護者の声に耳を傾けることも必要だと思う。

宇治市子どもの安全な生活を守るネットワーク会議の事業については、令和2年度では、新型コロナウイルス感染症のため、会議を中止せざるをえなかったが、令和3年度では会議が開催されたことは、よかったと思う。子どもが被害者となる事件、事故が後を絶たないことを考えると、関係者が集まって、協議をすることは重要なことである。学校、地域、関係機関との連携として、重要な会議であると思うので、「報告書」でも指摘されているように（38頁）、さまざまに工夫をして、充実したものになるようにしていただきたい。

#### （4）特別な教育的支援が必要な子どもへの支援の充実（基本計画 施策4）について

いきいき学級支援員設置費により、いきいき学級支援員を活用して、個別の指導・支援を行ったり、配慮が必要な児童・生徒に対する個別の教育支援計画、個別の指導計画を策定して、それに基づく指導が行われたり、組織的、継続的な指導体制が整備されているようである。目標値・指標値の進捗状況を見ると、個別の指導計画の作成率が、目標値を大幅に上回っており、毎年、着実に伸びていることがわかる。特別支援教育コーディネーターを中心とした校内の支援体制が確立され、個別指導の充実が図られていることも成果として評価できる。

「報告書」（15頁）でも指摘されているように、特別支援教育は、小中一貫教育として重要な課題であることから、各ブロックでの特別支援教育の指導、支援の体制を整備し、9年間、組織的、継続的に指導、支援できるように進めていただきたい。

(5) 就学前の子どもに関する教育の充実（基本計画 施策5）について

施策5は、幼稚園教育だけではなく、保育所なども含めて、就学前の子育ての充実を図り、小学校教育へのつながりを強化しようとするものである。

JETプログラム「語学指導等を行う外国青年招致事業」で招致した10名を小中学校だけでなく、幼稚園にも派遣し、各園において国際理解教育を進めているのは、大切な取組であると思う。それは、小学校教育との連携としても取り組むことができるものであり、「報告書」でも小学校との連携強化を図ることができたと述べられている（15頁）。こうした取り組みを足掛かりにして、就学前教育と小学校教育との接続をいっそう充実させることも考えていただきたい。

保幼小合同研修講座は、就学前教育と小学校教育との接続関係を強化する上で重要な事業である。令和3年度でも、前年度にモデルとして取り組んだ市立幼稚園と小学校との実践報告や、1年生の指導案と幼稚園児が活動する姿（ビデオ視聴）についてのグループワーク、研究協議がなされるなど、充実したものになっている。京都府幼児教育アドバイザーからの指導助言を受け、幼小接続で大切なことを共有する場ともなっていたようで、優れた実践がなされていたと評価できる。

目標値・指標値では、保育所や幼稚園、家庭と連携して交流活動を全校で実施することを目指していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度では1校にとどまったことは残念であった。こうした取り組みが、コロナ禍であっても実施できるような工夫を検討していただきたいと思う。

市立幼稚園での預かり保育事業が実施され、3園で試行実施されたことが注目される。就学前教育の充実を図る上で預かり保育は重要であり、子育て支援として本格実施に向けて、取り組んでいただきたいと思う。

就学前の教育の重要性は、いっそう高まっていることから、「報告書」でも指摘されているように（15頁）、福祉部局との連携を強めて、子育て支援や就学前教育の充実に取り組むことが欠かせない。新しい実践が取り組まれることを期待したい。

(6) 教員の指導力量の向上（基本計画 施策6）について

教員の指導力量の向上については、中央教育審議会の特別部会で審議がなされており、「令和の日本型学校教育」という今後のビジョンに対応して、必要とされる資質能力が提示されるようになると思われる。その意味で、宇治市において、その実情に応じた教員の指導力量の向上に取り組むことが重要になってくる。

主な事業としては、講座等開催費による研修講座の開催、生徒指導研究推進費による生徒指導担当者会議、中学校生徒指導主任会での研修の実施、不登校

児童生徒自立支援教室運営費による事例研究セミナー、人権教育研修講座の開催、そして教育研究費による教育研究員事業での取り組みがある。新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、中止となった講座もあったようであるが、難しい状況においてもしっかり取り組まれていたと思われる。

特に教育研究員事業での「情報教育研究部会」、「プログラミング教育研究部会」の研究は、GIGA スクール構想の推進の中で配備された一人一台のタブレット端末を活用するためのものであり、教員の活用力を高めることが喫緊の課題であることから、その課題にしっかりと取り組まれたことがわかる。その成果を生かして、各学校でさまざまな実践が展開されることを期待したい。

なお今後の課題として、管理職のマネジメント能力の向上について、「市独自の研修を計画していく」（「報告書」43 頁）と明記されたことに注目したい。中央教育審議会で「令和の日本型学校教育」が提起されたが、その実現のためには、市独自、各学校独自に、その実態を踏まえた実践を展開することが必要であり、それには、学校の管理職がマネジメント力を発揮することが欠かせない。小中一貫教育の推進にとっても管理職によるマネジメントが重要である。ぜひ、市独自の管理職の研修を実施していただきたい。

(7) 地域社会の力をいかした学校運営の推進（基本計画 施策7）について  
令和3年度では、コミュニティ・スクールへの移行に向けて、着実に取り組みがなされたと思う。学校評議員懇話会において、学校運営協議会制度について理解を深めるため、学識経験者を講師に招くなど、よい準備がなされていたと思われる。

学校評議員会において、各学校の学校経営計画、学校運営、学校の課題、学校評価のアンケート調査の結果などについて、多様な意見を得ることができたようで、学校関係者評価が適切に実施されていたと思う。こうした取り組みは、学校運営協議会においても実施されるべきものであり、これまでの取り組みの実績を生かして、新しい制度の下で、いっそう、活発な協議が展開されることを期待したい。

地域学校協働活動推進費により、コミュニティ・スクールの発足に向けて、着実な取り組みがなされていたと思う。研究推進校の研究のまとめがなされ、研修会も2回、実施され、制度に対する理解を促進することもなされていた。定着するには時間を要するかもしれないが、学校と家庭や地域との関係をより密なものにしていただきたい。小中一貫教育の推進にも生かされるように取り組んでいただきたい。

地域の専門家の力を活用する学校支援チーム活動費やスクール・サイエンス・サポート事業による取り組みは、重要であり、拡充していただきたいと思う。学校支援チームについては、「助言を事例集等にまとめて、他の小・中学

校でも活かすことが必要」と述べられているが、ぜひ、実現していただきたいと思う。個人情報の保護など、配慮すべきこともあると思われるが、専門的な知見を整理して、共有することにより、事業の成果を広めていくことが、市全体の実践の水準を高めていくことになるように思う。スクール・サイエンス・サポート事業については、(1) 学力向上をめざす教育の推進（基本計画 施策1）のところでも指摘したように、貴重な地域資源であることから、新しい事業形態を模索して、より効果的な取組になるように、ぜひ積極的に進めていただきたい。

#### (8) 時代のニーズに応じた教育環境の整備（基本計画 施策8）について

施策8は、様々な状況に応じて、適切な教育環境を整備することを目標とするものであり、非常に多岐にわたり、多くの課題があることがわかる。「報告書」の総括において述べられているように、「時代のニーズに応じたハード・ソフト両面における教育環境の整備を行うことが求められる」と思う。コロナ禍がしばらく続くことが予想される状況では、教育環境を整えることが重要になると言える。

「宇治市学校施設長寿命化計画」が策定され、令和3年度から40年間の長期にわたって、学校施設の中長期的な維持管理・更新に関わる指針が示されている。児童・生徒の安心の確保のための整備の計画であり、着実に実施するとともに、状況に応じて柔軟に必要な整備を図るようにする必要があるように思う。また施設設備によって、新たな教育が推進されたり、逆に、教育の実施に制約が生じたりすることも考えられ、教育のあり方の探求と連動させて検討することも必要であると思う。

児童生徒の安全を守るスクール・サポーターの高齢化など、学校を支援してくれる人材確保が課題となっているようである。地域との連携に関わる問題もあるので、コミュニティ・スクールの制度も活用して、学校に協力してくれる人材確保に努めることも必要であろう。

#### (9) 「家庭の教育力」の向上支援（基本計画 施策9）について

この施策については、家庭学習など家庭での取り組みに関わる情報発信を行い、周知、啓発活動を行っていることがわかる。学校だよりや学校のホームページ等での情報発信の成果も記されており、各学校での取り組みにより、家庭学習の充実など、「家庭の教育力」の向上が進められているようである。

個別の事業としては、「教育だより」の発行が行われている。小中一貫教育やGIGAスクールの取り組みなど重要な施策の紹介や、児童・生徒の活動の様子、新型コロナウイルス感染症対策など、保護者にとって有益な情報は盛り込まれ、発信されていると思われる。保護者、市民からの関心も高く、今後、紙面を充実

していく必要があることも述べられており、ぜひ、実践していただきたい。すでに意識されていることと思うが、情報発信だけでなく、保護者や市民の声を受け止める、すなわち情報受信にも力を入れて取り組み、それらの声にこたえる紙面づくりを行い、保護者、市民の不安を解消したり、重要な情報を普及させたりして、「家庭の教育力」の向上につながるように、学校とも連携して取り組んでいただきたい。

#### (10) 「地域の教育力」の充実（基本計画 施策10）について

目標値を見ると、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、進捗状況を評価できない施策になってしまった。そのような中で、青少年健全育成推進費によるジュニアリーダー養成学習会は中止となったが、その他の事業については規模の縮小やインターネットのライブ配信など開催方法を工夫して、取り組まれていたようである。地域が主体となって実施されている取り組みの支援や「中学生の主張大会」など、地域と連携・協働した取り組みが実施されていた。

放課後子ども教室支援事業も、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、3つの小学校で実施されていた。他の学校への拡がりには難しい課題であるようであるが、「報告書」でも指摘されているように（53頁）、コミュニティ・スクールの体制の中で、取り組みを進めていけるように、検討していただきたいと思う。

#### (11) 学校教育と社会教育のつながりの強化（基本計画 施策11）について

各青少年センターでは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、それぞれの活動を展開していたことがわかる。その中でも子どもたちに貴重な体験活動の機会を提供できていたと評価することができると思う。

子どもの読書活動の推進については、生涯学習課、学校教育課、教育支援課、こども福祉課、保育支援課、保健推進課、中央図書館、学校司書、学校代表からなる「宇治市子どもの読書活動推進委員会」が設置されて、取り組みが進められている。教育委員会事務局、市長部局にまたがり、多くの課や関係機関、関係者が関わる市全体で取り組まれている点に特色があり、注目される。「宇治市子どもの読書活動推進ホームページ」も開設されており、情報発信も積極的に行っている。

例年のことであるが、図書館資料提供事業の取り組みについては、点検評価の記述が、詳細に、具体的になされていることから、取り組みの様子がよく理解でき、成果、今後の方向性もその考え方がよく伝わってくる。

子どもの読書活動推進事業や図書館関係の事業は、令和3年度に、「宇治市子どもの読書活動推進計画（第3次推進計画）」、「第2次宇治市図書館事業計

画」が策定され、令和4年度以降、その計画に基づき、着実に事業が展開されていくものと思われる。今後の発展を期待したい。

#### (12) 循環型生涯学習社会の進展（基本計画 施策12）について

目標値・指標値を見ると、すべての項目で新型コロナウイルス感染症の影響を受け、結果として、目標を達成できないという状況になってしまっている。やむを得ないことだと思う。

ただそのような状況の中でも、生涯学習センターの事業では、学習情報の収集と提供について、ホームページやLINE等の活用やチラシ等の配架、DVDソフトの貸し出しなどは継続して行われていた。生涯学習センターの講座等も、予定の9割以上を開催するなど、感染対策を講じて事業が実施されていた。新型コロナウイルス感染症への対応も少しずつ変化してきているように感じる。実施に向けた工夫を重ね、それが有効に機能していると思われる。公民館活動についても、感染対策を講じて、事業を展開することができたようである。

生涯学習センター、公民館には、それぞれの特色、これまでの歴史、積み重ねがあると思われる。それぞれを大切にしながら、これからの市民の学びの場を整備して、目指すところの循環型生涯学習社会に向けて、取り組んでいただきたいと思う。その点で、公民館活動費の今後の課題（61頁）で指摘されているように、「幅広い年代の市民が利用でき、学ぶことができる教育施設づくりや講座運営」、「地域貢献に取り組む人材」の育成が重要であると思う。

図書館資料提供事業については、各図書館とも工夫しながら、多くの事業を行い、図書館づくりに努力されていることがよく伝わってくる。この事業は、施策11の学校教育と社会教育のつながりの強化でも位置づけられている事業であるが、施策11と施策12のそれぞれの目的、目標に応じて、点検評価がなされており、適切である。このような点検評価を他の事業についても望みたい。

#### (13) スポーツ文化の推進（基本計画 施策13）について

令和2年度に引き続き、スポーツ関係の事業も中止せざるを得ないものが多く、新型コロナウイルス感染症の影響を強く受けた施策となった。多くの事業で、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための、新しい生活様式における事業実施・運用方法の確立が課題であることが述べられている。新しい生活様式をどのように確立していくか、その探求の中で、スポーツ文化は重要な位置にあると思う。その意味で、今後の課題として指摘されていることは重要であると思う。

令和3年度には、「第2期宇治市スポーツ推進計画」が策定された。スポーツを通じて市民が心身ともに健康な生活を送れるとともに、スポーツを活かし



た宇治の魅力あるまちづくりを目指したものであり、令和4年度から12年間の計画になる。新型コロナウイルス感染症を乗り越えていくためにも、この計画を踏まえて、取り組みを発展させていっていただきたい。

#### (14) 歴史と文化の継承・活用（基本計画 施策14）について

歴史と文化は、宇治市の貴重な財産であり、そして保存と継承・活用が重要である。それは、まちづくり、市民の成熟にもつながるであろう。この施策は継続して、さらに発展させていっていただきたいと思う。新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、各事業が着実に進められたと思う。特に源氏物語ミュージアムの企画展示を実施され、充実していたと思う。今後の方向性も「拡大」となっており、より充実させていっていただきたい。

#### 4. 点検・評価のあり方について

今年度の「報告書」では、各施策の総括が記載された(13-21頁)。丁寧に記述され、今後の課題も指摘されていて、各施策の状況がよく伝わってくるものになっていると思う。個別票の点検・評価ではつかみ切れないことも、この総括での点検・評価によって理解できることもあり、理解が深まったように思う。このような総括を行うことで、初めて気づいたことや、事業間の関連なども見ることができるようになったのではないかと思う。より広い視点から、事業、施策の点検・評価を行うように心がけていっていただきたいと思う。

#### 5. 今後の課題について

令和3年度は、「第2次宇治市教育振興基本計画」など多くの「計画」を策定した年度であり、これまでの取り組みを総括し、今後の取り組みを展望する重要な年度であったと思う。より中長期の視点を持ち、他の事業との関連や市長部局との連携も意識しながら、組織的、系統的で、柔軟な事業の展開がなされることを期待したい。令和4年度は、各計画の実施初年度であることから、点検・評価の進め方も、その計画内容に即して、さまざまに工夫して、事業、施策の成果につながるように心がけていっていただきたいと思う。

計画が着実に実施され、市がますます発展するように祈りたい。

令和5年度 社会教育関係予算集計 (単位 千円)

款	項	目	R5年度	R4年度	備考
民	生	費	21,823	38,953	
	社	会福祉費			
		人権啓発費			
		善法・河原青少年センター運営費	18,184	35,284	
		善法・河原青少年センター活動費	3,639	3,669	
教	育	費	680,752	935,859	
	社	会教育費			
		社会教育総務費	319,481	327,800	生涯学習審議会委員活動費ほか
		公民館費	40,330	39,545	
		歴史資料館運営費	4,083	4,762	
		図書館運営費	69,293	68,316	
		総合野外活動センター運営費	169,001	167,096	
		生涯学習センター運営費	23,174	15,073	
		源氏物語ミュージアム運営費	55,390	313,267	
合 計			702,575	974,812	
教育費総額			7,226,125	5,295,143	
一般会計総額			68,360,000	66,830,000	

## 宇治市社会教育委員会及び宇治市生涯学習審議会 報告書一覧

宇治市社会教育委員会	
平成 3～5 年度	『生涯学習推進への提言』
平成 7・8 年度	『地域に子ども文化を創造する。そのためには…』
平成 9・10 年度	『家族～心豊かな生活を求めて～』
平成 11・12 年度	『ボランティア活動を通しての生涯学習社会の形成』
平成 13・14 年度	『地域を学校に学校を地域に 宇治市における「学社融合」の現状と課題』

宇治市生涯学習審議会	
第 1 期 (平成 15・16 年度)	『参画・協働の生涯学習社会を目指して 宇治市における生涯学習の振興方策について』
第 2 期 (平成 17・18 年度)	『親教育（親になるための教育）の支援を考える 子育て世代（20～40 代）の生涯学習』
第 3 期 (平成 19・20 年度)	『宇治市における生涯学習としてのボランティア活動』
第 4 期 (平成 21・22 年度)	『人と人のつながりと地域社会—コミュニケーションについて考える—』
第 5 期 (平成 23・24 年度)	『生涯学習の場としての社会教育施設等』
第 6 期 (平成 25・26 年度)	『子どもが育つ、大人も育つ、地域を活かす社会教育』
第 7 期 (平成 27・28 年度)	『みんなが向き合う地域社会をめざして 審議会活動を広く知ってもらうために』
第 8 期 (平成 29・30 年度)	報告書ではなく答申を提出 『公民館の今後のあり方について（答申）』
第 9 期 (令和元・2 年度)	『子どもが育つ、地域と学校の連携を目指して ～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進のために～』
第 10 期 (令和 3・4 年度)	報告書ではなく 『宇治市生涯学習審議会の運営に関する内規』を作成

# 令和5年度社会教育事業(府・近畿・全国規模)予定表

令和5年7月25日  
生涯学習審議会資料⑬

## 【関係団体主催事業】

	事業名	期日	会場
京都府	京都府社会教育委員連絡協議会総会	6月30日(金)	綾部市中央公民館
	京都府社会教育研究大会	11月21日(火)	向日市永守重信市民会館
	京都府公民館大会	8月25日(金)	宮津市
	京都府PTA研究大会	10月29日(日)	与謝ブロック
	京都女性の健康フェスティバル	11月12日(日)	与謝野町岩滝社会教育体育館
近畿	近畿地区社会教育研究大会	9月8日(金)	滋賀県 立命館大学びわこ・くさつキャンパス
	近畿公民館大会	11月24日(金)	兵庫県加古川市いなみ野学園
	日本PTA近畿ブロック研究大会	12月1日(金)	京都市
全国	全国社会教育研究大会	11月8日(水)～10日(金)	宮崎県 宮崎市民文化ホール他
	全国公民館大会	11月24日(金)	近畿大会と兼ねる
	日本PTA全国研究大会	8月25日(金)～26日(土)	広島県

## 【京都府主催事業】

	事業名	開催予定日時・会場等	前年度開催日時・会場等
京都府主催事業	PTA指導者中央研修会	7月11日(火)午後(国立京都国際会館)	7月14日(木)[13:00](国立京都国際会館)
	聴覚障害者社会教育指導者研修会(部会別)	月 日( ) [ : ] ( )	12月18日(日)[14:00](京田辺市福祉センター)
	地域学校協働活動研修会	①6月27日(火)[13:30](長岡京市中央生涯学習センター) ② 月 日( ) [ : ] ( )	①7月1日(金)[13:30](京都J Aビル) ②10月24日(月)[13:30](長岡京市中央生涯学習センター)
	地域学校協働活動推進員養成講座・スキルアップ講座	①6月27日(火)[10:30](長岡京市中央生涯学習センター) ②上記①と兼ねる	①7月1日(金)[10:30](京都J Aビル) ②上記①と兼ねる
	社会教育・生涯学習・公民館等指導者研修会	7月4日(火)[13:00](京都府庁3号館第3～5会議室)	7月4日(月)[13:20](京都J Aビル)
	人権教育指導者研修会(Ⅰ・Ⅱ)	①8月2日(水) [午後](福知山市市民交流プラザ) ②11月20日(月) [午後](未定)	①8月29日(月)[13:15](北部研修所) ②12月7日(水)[13:15](むすびわざ館)

## 【山城教育局主管事業・担当振興事業・管内関係団体事業】令和5年度予定

	事業名・団体名	開催予定日時・会場等	前年度開催日時・会場等
主管事業	子育てサポータースキルアップ講座	①6月25日(日)「HUGフォーラム」と兼ねる ②8月1日(火)[14:00](アスピアやましろ) ③ 月 日( ) [ : ] ( )	①6月26日(日)「HUGフォーラム」と兼ねる ②8月1日(月)[14:00](田辺総合庁舎) ③1月31日(火)[13:10](田辺総合庁舎)
	やましろ未来っ子みんなでHUGフォーラム(山城地方PTA指導者研修会・第1回子育てサポータースキルアップ講座)	6月25日(日)[13:00](宇治田原町総合文化センター) 【動画配信】 月 日～月 日	6月26日(日)[13:00](宇治田原町総合文化センター) 【動画配信】12月12日～3月30日
	やましろ未来っ子まなび・体験活動サポーター研修会	10月12日(木)[13:30](精華町むくのきセンター)	10月13日(木)[13:30](精華町むくのきセンター)
	山城地方視覚障害者社会教育指導者研修会	11月16日(木) [13:15](木津川市立上狛小学校)	10月25日(火)[14:00](アスピアやましろ)
	人権教育行政担当者等研究協議会	①7月18日(火)[13:30](田辺総合庁舎) ②10月6日(金)[13:30](柳原銀行等) ③ 月 日( ) [13:30](田辺総合庁舎)	①7月21日(木)[13:30](田辺総合庁舎) ②10月7日(金)[13:30](ツラッティ千本等) ③1月25日(水)[13:30](田辺総合庁舎)
	山城地方「子どもと本をつなぐ」地域連携会議	12月26日(火)[14:00](京都府立井手やまがき支援学校)	11月4日(金)[14:00](田辺総合庁舎)
振興事業	やましろ未来っ子スポーツ夢事業指導者研修会	月 日( ) [ : ] ( ) 【動画配信】 月 日～月 日	
	山城地方社会教育委員連絡協議会	①総会6月9日(金)[13:30](八幡市文化センター) ②研修会1月12日(金)[14:00](宇治田原町総合文化センター)	①総会6月10日(金)[13:30](宇治市生涯学習センター) ②研修会1月13日(金)[14:00](京田辺市中央公民館)
関係団体	役員会・理事会	①5月12日(金)[13:30・14:30](田辺総合庁舎) ②10月13日(金)[13:30・14:30](田辺総合庁舎) ③12月15日(金)[13:30・14:30](田辺総合庁舎) ④3月1日(金)[13:30](山城教育局)※役員会のみ	①5月13日(金)[13:30・14:30](田辺総合庁舎) ②10月14日(金)[13:30・14:30](田辺総合庁舎) ③12月16日(金)[13:30・14:30](田辺総合庁舎) ④3月3日(金)[13:30](山城教育局)※役員会のみ
	山城地方社会教育研究協議会	①新旧役員会4月6日(木)[15:00](田辺総合庁舎) ②総会5月19日(金)[15:00](田辺総合庁舎) ③役員会 月 日( ) [ : ] ( )	①新旧役員会4月7日(木)[15:30](田辺総合庁舎) ②総会5月20日(金)[15:00](田辺総合庁舎) ③役員会【中止】
	山城地方公民館連絡協議会	①役員会4月6日(木)[14:00](田辺総合庁舎) ②総会5月19日(金)[16:00](田辺総合庁舎) ③ 月 日( ) [ : ] ( ) ④ 月 日( ) [ : ] ( ) ⑤ 月 日( ) [ : ] ( )	①役員会4月7日(木)[14:00](田辺総合庁舎) ②総会5月20日(金)[16:00](田辺総合庁舎) ③9月29日(木)[14:00](山吹ふれあいセンター) ④3月3日(金)[9:00](田辺総合庁舎)
	山城地方社会教育研究協議会・山城地方公民館連絡協議会管外研修	10月20日(金)[14:00](田辺総合庁舎) 山社研・山公連合同研修会	10月21日(金)[15:00](田辺総合庁舎) 山社研・山公連合同研修会
	山城地方市町(広域連合)教育委員会社会教育担当者会議	①5月30日(火)[15:00](田辺総合庁舎) ②9月21日(木)[15:00](田辺総合庁舎) ③2月22日(木)[15:00](田辺総合庁舎)	①5月27日(金)[15:00](田辺総合庁舎) ②9月28日(水)[15:00](田辺総合庁舎) ③2月24日(金)[15:00](田辺総合庁舎)

## 令和5年度社会教育委員各種研修・大会（抜粋）

	審議会	社会教育委員各種研修・大会		
		山城地方	京都府	近畿・全国
6月		総会(6/9)		
			総会(6/30)	
7月	委嘱状交付式 及び 第1回審議会			
8月	第2回審議会			
9月				近畿大会(9/8)
10月	第3回審議会			
11月				全国大会(11/8~10)
			研究大会(11/21)	
12月	第4回審議会			
1月		研修会(1/12)		
2月	第5回審議会			
3月				